

## 「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」に対する意見公募要領

令和 6 年 10 月 1 日  
経 済 産 業 省  
イノベーション・環境局  
イノベーション創出新事業推進課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

エンジェル税制において、株式発行会社が、個人による払込みの確認を受けるため、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出する事前確認の確認書に係る規定及び個人が株式を民法組合等（民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合に、当該株式の発行会社が都道府県知事に提出する書類に係る規定の誤りを修正するため、並びに、都道府県知事が行う確認に係る規定の適正化を図るため、中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号。以下「規則」という。）の改正を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

### 2. 意見公募の対象

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」

### 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課  
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館 5 階)

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 10 月 30 日（水）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)  
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」について、意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」についての御意見

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1  
経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課  
パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」についての御意見

メールアドレス： bzl-angel-tax@meti.go.jp

（電子メールの件名を「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

